

源泉徴収のための退職所得控除額の表（平成22年4月以降分）

（所得税法別表第六）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額		
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合	
2年以下	千円	千円	24年	千円	千円	
	800	1,800		25年	10,800	11,800
				26年	11,500	12,500
3年	1,200	2,200	27年	12,200	13,200	
4年	1,600	2,600	28年	12,900	13,900	
5年	2,000	3,000	29年	13,600	14,600	
6年	2,400	3,400	30年	14,300	15,300	
7年	2,800	3,800	31年	15,000	16,000	
8年	3,200	4,200	32年	15,700	16,700	
9年	3,600	4,600	33年	16,400	17,400	
10年	4,000	5,000	34年	17,100	18,100	
11年	4,400	5,400	35年	17,800	18,800	
12年	4,800	5,800	36年	18,500	19,500	
13年	5,200	6,200	37年	19,200	20,200	
14年	5,600	6,600	38年	19,900	20,900	
15年	6,000	7,000	39年	20,600	21,600	
16年	6,400	7,400	40年	21,300	22,300	
17年	6,800	7,800	41年以上	22,000	23,000	
18年	7,200	8,200		千円に、	千円に、	
19年	7,600	8,600		勤続年数が40年	勤続年数が40年	
20年	8,000	9,000		を超える1年ご	を超える1年ご	
21年	8,700	9,700		とに700千円を	とに700千円を	
22年	9,400	10,400		加算した金額	加算した金額	
23年	10,100	11,100				

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。
- (2) 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第4項第3号）。
- (3) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

(備考)

- (1) 退職所得控除額は、(2)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。
- (2) 所得税法第30条第4項第1号（退職所得控除額の計算の特例）に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

退職所得の源泉徴収税額の速算表（平成22年4月以降分）

課税退職所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超	10%	97,500円	(A)×10% - 97,500円
3,300,000円超	20%	427,500円	(A)×20% - 427,500円
6,950,000円超	23%	636,000円	(A)×23% - 636,000円
9,000,000円超	33%	1,536,000円	(A)×33% - 1,536,000円
18,000,000円超	40%	2,796,000円	(A)×40% - 2,796,000円

- (注) 1 退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1に相当する金額（1,000円未満の端数切捨て）を課税退職所得金額(A)の欄に当てはめて、税額計算を行います。
- 2 求めた税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。